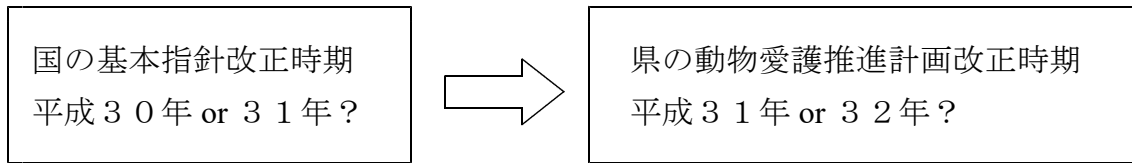


資料 3

動物愛護管理推進計画の 進捗状況について

1 改正計画時期

県の動物愛護管理推進計画は、国の基本指針を基として策定される。



2 進捗状況

(1) 犬猫の引取り数（法第35条第1項、第3項による引取り・3市含む）

	犬	猫	
平成18年度	2,446	9,384	H18 有料化
平成21年度	1,793	8,066	H22 値上げ
平成24年度	680	4,721	H23 事前相談制
平成27年度	377	2,672	
平成28年度	319	2,412	
平成29年度	299	2,099	
平成35年度（目標値）	300	2,000	

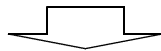
現状は、

- ・ 飼い主のいない子猫の引取りが多い。

→平成29年度県の法第35条第1項及び第3項による猫引取り数
1,523頭のうち1,159頭が飼い主のいない子猫（76%）

	子猫	成猫	計
第35条1項	132	187	319
第35条3項	1,159	45	1,204

- ・ 引取り数の減少率鈍化が顕著である。
- ・ 多頭飼養崩壊に関連する引取りが目立つ。



以下の事項について継続的に取り組むことが必要。

- ・ 地域猫活動の推進
- ・ 猫の屋内飼養の推進
- ・ 無責任な餌やりに対する指導
- ・ 多頭飼養者に対し早い段階での適正飼養指導

(2) 犬の捕獲（負傷収容含む）と返還数（3市含む）

	捕獲数	返還数
平成24年度	2, 513（全国ワースト1）	569
平成25年度	2, 158（全国ワースト2）	580
平成26年度	1, 727（全国ワースト4）	500
平成27年度	1, 580（全国ワースト3）	488
平成28年度	1, 356（全国ワースト4）	478
平成29年度	1, 324（全国順位不明）	530

現状は、

- ・捕獲数は他県と比較しても多い。
- ・捕獲数は減少の一途
- ・返還率は全国と比較しても低い。



以下の事項について継続的に取り組むことが必要。

- ・飼い主への適正飼養の普及啓発（逸走防止・終生飼養）
- ・登録（鑑札）、注射（注射済票）の装着の徹底
- ・マイクロチップの普及啓発
- ・遺棄が犯罪であることの周知
 - 平成29年度には県警本部を通じて県内の交番や駐在所に遺棄・虐待の防止に関するポスターを配布
- ・犬猫の返還率を高めるための施策
 - 返還率が低い地域を対象とし、保健所職員がペットの飼い主宅を訪問した際に配るボールペン（普及啓発の文字と動物愛護センターの連絡先入り）を作成、配布。

(3) 犬猫の収容後の状況（返還・殺処分・譲渡処分、3市除く）（平成29年度）

	捕獲	引取り	負傷	返還	譲渡	殺処分
犬	1,162	185	15	388	714	273
猫		1,523	266	12	1,080	664

平成29年度

幼猫 引取り数 1, 291頭

うち殺処分数 302頭

※平成27年度から県職員による哺乳ケアが開始

平成29年度からミルクボランティア制度を導入。

これらの取り組みもあり、子猫の殺処分率が減少。

現状は、

- ・ 頻繁な哺乳を必要とする or 弱った状態で収容される子猫が多い。
- ・ 成犬・成猫については譲渡成立までに時間がかかることが多い。



対策として以下の取組等を進めることが必要。

- ・ 哺乳を必要とする子猫のケア（ミルクボランティアの増員）
- ・ 適正譲渡の推進

(4) 動物に関する苦情数（3市除く）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
捕獲依頼	4,056	3,866	3,863	3,256	3,160
住居・庭園	854	982	1,019	857	945
汚物悪臭	721	808	863	855	839
鳴き声	450	458	420	430	401
農作物・家畜	291	249	192	244	113
その他	1,595	1,648	1,494	1,561	1,529

(5) 飼養に関する指導・助言数（3市除く）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
逸走	6,241	5,601	6,097	5,829	5,204
飼い方	2,851	3,506	3,537	3,806	3,309
譲渡	2,299	2,397	2,808	2,854	2,634
引取り	3,207	2,957	2,269	1,913	1,678
不妊去勢	1,537	1,811	1,922	2,138	1,632
登録注射	1,526	1,648	1,649	1,728	1,516
疾病	1,052	1,137	1,097	1,216	913
死亡	367	332	400	375	395
その他	1,602	1,978	2,437	2,163	1,700

(6) 猫による環境問題

庭やゴミ荒らし、糞尿・鳴き声などが問題となることが多い。

屋外で飼養される猫と飼い主のいない猫との区別がつかない（つきにくい）。

この傾向は平成26年度の推進計画改定時と変わらない。

さらに、近年は公園等の公共の場の猫が問題となるケースが増えている。



対策として以下の取組を実施。

- ・猫の屋内飼養の推進
- ・地域猫活動の推進

(千葉県飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績及び各市町村の助成状況については別資料)

(7) 多頭飼養（3市除く、調査数は平成29年度分）

平成29年度末までの届出数（累計）	143
現地調査数（周囲の確認のみ）	89
立入調査数（飼養者からの聞き取りを含む調査）	116

(指導内訳)

	犬	猫
逸走	11	3
飼い方	44	77
譲渡	18	36
引取り	12	49
不妊去勢	27	79
登録注射	31	0
疾病	19	27
死亡	0	4
その他	4	12

(8) 動物取扱業の適正化(3市を除く)

第一種動物取扱業

(登録状況)

登録数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつせん	譲受飼養	事業所数
2,249	827	1,002	68	219	128	0	5	1,658

(立入数)

立入検査数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつせん	譲受飼養
1,212	481	488	53	87	101	0	2

第二種動物取扱業

(届出状況)

届出数	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	事業所数
25	16	3	0	0	6	20

(立入数)

立入検査数	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	事業所数
21	7	3	0	0	11	0

(9) 目標数値への達成度

引取り数(法第35条第1項、第3項による引取り・3市含む)

現状(平成29年度)	目標(平成35年度)
犬: 299、猫: 2,099	犬: 300、猫: 2,000

マイクロチップ登録数(3市含む)

	犬	猫	他	計
平成24年度	43,302	6,987	211	50,500
平成25年度	51,456	8,765	233	60,454
平成26年度	61,102	11,166	243	72,511
平成27年度	71,132	14,125	262	85,519
平成28年度	79,992	17,044	264	97,300
平成29年度	92,595	21,407	272	114,274
(目標) 平成35年度				200,000

※千葉県における AIPO データベース登録数

(10) 愛護教室（3市除く、平成28年度）

	開催数	対象者数
平成24年度	13回	1,680人
平成25年度	18回	2,525人
平成26年度	32回	1,641人
平成27年度	32回	2,192人
平成28年度	40回	2,319人
平成29年度	49回	2,356人

(11) 狂犬病対策

現在の状況は、

注射率 72.7%（3市含む、平成28年度）

※平成24年度は72.9%であり、年による変動はほぼ無い。

これに対し、以下の取組を実施

- ・登録や狂犬病予防注射に関する広報
- ・発生時に備えた準備態勢強化

平成28年度は、2カ所の保健所で関係者による机上演習を実施

平成29年度は、保健所担当者を集め、机上演習を実施

(12) 災害時における動物の救護

(千葉県動物愛護ボランティア)

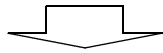
平成30年度登録数 178名

(災害時協定)

平成23年度

公益社団法人千葉県獣医師会、公益財団法人千葉県動物保護管理協会
千葉県飼鳥獣商組合と災害時動物救護に係る協定を締結

※その後、千葉県飼鳥獣商組合が解散



平成29年度

平成30年2月1日付けで、

東関東ケネル事業協同組合と協定を締結

平成30年3月1日付けで、

千葉県飼鳥獣商組合との協定を解消

公益社団法人日本愛玩動物協会と協定を締結

(災害時動物救護マニュアルの改正)

平成29年度

環境省は、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を改定。

名称「人とペットの災害対策ガイドライン」となる。